

代表団は、メカニズム、市場経済移行国における能力育成、政策及び措置の「最良事例」、技術開発及び技術移転、土地利用、土地利用変化及び森林(LULUCF)、議定書第5条(方法論問題)・第7条(情報の送付)・第8条(情報のレビュー)のガイドラインに関するテキストについて話し合うためにコンタクト・グループ会合を行った。遵守に関する合同ワーキング・グループ(JWG)もまた、交渉テキストに関する作業を引き続き行うべく会合を開いた。また、交渉担当者達は非公開の「非公式非公式」協議を1日中夜遅くまで行い、草案作成グループは、メカニズム、遵守、技術開発及び技術移転、資金メカニズム、悪影響、発展途上国における能力育成などの問題について交渉をさらに進めた。

遵守に関する合同ワーキング・グループ

代表団は公式会合を行い、新しい意見提出を盛り込んだ、遵守体制のもとでの帰結に関する G-77/中国の見解について発表を受けた。促進的帰結については、G-77/中国は、附属書 I 締約国と非附属書 I 締約国とで格差を設けるべきだと繰り返した。執行的帰結に関しては、附属書 I 締約国にのみ適用されるべきであると同グループは述べた。また、同グループは、議定書の複数の規定に対する不遵守の場合において執行部が決定する帰結の案を提出した。第5条及び第7条に対する不遵守の場合、メカニズムに参加する締約国の適格性は保留され、不遵守を更正する措置を含む計画書を提出することが要求される。不遵守の宣言と権利・特権の停止などその他複数の措置が決定されるであろう。締約国が第6条(JI)、第12条(CDM)、第17条(排出権取引)における適格性規定を満たしていない場合、メカニズムへの参加資格は保留される。当該締約国が第4条(共同達成)締約国である場合は、同規定のもとで運営する他の締約国の資格も同様に保留される。

第3条1(割当量 AA)に対する不遵守の場合は、最も厳しい措置が適用されるべきであると G-77/中国が述べた。同グループは、効果を保証し抜け穴をふさぐために、不遵守締約国に、設立される遵守基金への献金、次のコミットメント期間の AA から罰則率をもって差し引きを行うこと、遵守行動計画の提出という3つの帰結を組み合わせて課すことを求めた。その他の帰結も設定される可能性がある。第3条14(悪影響)に対する不遵守の場合、当該締約国は、問題の件を解決するために実施されることを目的とした措置を示す「第3条14計画」を自身に課すことが求められ、権利と特権の停止を受けることになる。

アラブ諸国グループを代表してサウジアラビアは、第3条14に対する不遵守によってメカニズム参加資格停止と補償基金への罰金支払いも課すべきであると述べた。ニュージーランドは、行動計画と遵守基金の設定という側面について、これらが不遵守期間を延長し複雑さを増すことで帰結の厳格さを減じるとして疑問を投げかけた。

参加者は、さらなる進展を見るべく、夕刻と夜遅くの「非公式非公式」協議を行った。彼らは改訂版共同議長テキストと、本会議での提案を盛り込んだ最新の G-77/中国の意見提出、実施・上訴・COP/MOP・帰結に関する質問についての意見提出をもとに作業を行った。話し合いにもとづき、共同議長は、金曜日正午12時まで改訂版テキストを作成する。

コンタクト・グループ及び非公式協議

能力育成：市場経済移行国：

代表団は、EITs における能力育成に関する決定草案の残りの括弧部分を検討すべく、コンタクト・グループで短い会合を行った。彼らは、序章の中の議定書第10条(既存コミットメント)に対する言及の周囲にある括弧を、この条文は全締約国を指すとして取り除いた。しかし、資金メカニズムに関するグループの討議結果が未決定であるため、枠組み実施の資金的支援をうたったパラグラフの周囲にある括弧はそのまま残した。同コンタクト・グループは残りの括弧部分がついたテキストを補助機関に提出することで合意した。

発展途上国：代表団は、決定草案及び枠組みテキスト案の中の括弧つきパラグラフについての作業を行うべく1日中「非公式非公式」協議を行った。彼らは資金供与と GEF の役割に関するパラグラフを、資金メカニズムを扱うコンタクト・グループまで延期することに合意した。彼らは決定草案中の多くのパラグラフについた括弧を取り除いた。しかし、誰が決定の実施進捗を監視し、見直しを行うか、どのくらいの間隔で行うかについては、意見が分かれたままであった。「非公式非公式」協議は夜遅くまで続いた。

メカニズム：メカニズムに関するコンタクト・グループは会合を行い、第 12 条（CDM）に焦点を当てた「非公式非公式」討議に関する Chow 議長からのフィードバックを受けた。改訂テキストは、COP/MOP の役割、役員会、認定機関、指定された運営機関、参加、資金供与、モニタリング、検証、認証、CERs の発行、運営機関認定の基準及び手順、CDM 参考マニュアル、プロジェクト設計文書に関して、回覧された。同議長は 11 月 17 日金曜日までに交渉を終わらせる必要があると強調し、時間通りに話し合いを終わらせるべくリーダーシップを発揮するようグループに促した。

約 30 締約国の代表からなる「非公式非公式」討議は、CDM、JI、排出権取引、登録に関する残りのテキストについてできるだけ合意に近づけるべく、午後いっぱい、そして夜遅くまで話し合いを続けた。ある種の合意に達するという点で進展は見られたものの、多くの核心的問題に関して根本的な相違が残るということがわかった。

技術開発及び技術移転

代表団は、UNFCCC 第 4 条 5（技術開発及び技術移転）の実施強化のための有意義かつ効果的行動の枠組みに関する合意テキストを作成すべく、二つの草案作成グループとコンタクト・グループの会合を行った。技術移転のための能力育成及びメカニズムというテーマで作業している第 2 草案作成グループの午前セッションでは、小グループ会合が行われ、技術移転という枠組みにおける能力育成実施に関するテキストについて話し合い、提案を行った。

その後、コンタクト・グループが午後会合を行い、技術的必要性及び必要性評価、技術的情報、支援的環境という 3 つのテーマについて作業を行っている第 1 グループからの合意テキストを検討し採択した。発展途上締約国や市場経済移行国を個別に特定するのではなく、「先進締約国以外の締約国及び附属書 II に含まれないその他の先進締約国、特に開発途上国」という言及を行うことをコンタクト・グループは決定した。3 つのセクションはこれで合意した。

Cooper 共同議長は、コンセンサスを得た言いまわしに到達すべく、枠組みテキストに関して協議が継続中であると言及した。同議長は、枠組みが付記されることになる決定草案に対する共同議長提案を、グループでの検討に供するために紹介した。

コンタクト・グループは、その後夕方の非公式セッションで再び集まり、技術移転のための能力育成及びメカニズムに関する残りのセクションに焦点を当てた。代表団は、枠組みの中で使われる言葉は強制的なものにすべきか、つまり、“shall”や“are encouraged to”を“をつかうべきかどうかについて討論した。その後グループは、技術移転のためのメカニズムについて検討した。政府間専門家パネルや専門家諮問グループ案の必要性や構成、機能について意見が分かれた。グループは夜遅くまで作業を継続した。枠組みに関する作業が終われば、代表団は技術移転に関する決定草案に対する共同議長提案の検討を開始するであろうと予想される。

政策及び措置（P & Ms）：代表団は本コンタクト・グループで会合を行い、P & Ms に関する決定草案の項目について引き続き話し合いを行った。グループは、ブエノスアイレス行動計画で求められた P & Ms に関する作業は完了したという決定草案に関するテキストを削除することに合意した。今後の作業は全締約国を巻き込んだ取り組みを通して行われ、それには P & Ms に関する情報交換が含まれるという決定について、サウジアラビアが、その情報は附属書 I 締約国の P & Ms に関連するものであるべきだと強調して、カナダから反対された。その他の括弧書きのテキストは以下の通りである。P & Ms の効果「及び影響」の評価に関する方法論問題を言及するサウジアラビアの案、P & Ms の効果を「評価し/描写する」というアメリカ提案の叙述、P & Ms に関する今後の「組織的」作業に対する EU の叙述。

附属書 I 締約国からの国別報告で出されているように、P & Ms についての今後の作業関連の P & Ms 情報を入手できるようにせよと事務局に要請したテキストについては、サウジアラビアが、「条約及び議定書にもとづいて」実施及び計画された P & Ms 情報について言及せよと主張し、アメリカ、日本、カナダから反対されて、これは括弧書きとなった。事務局に対し、第 1 回ワークショップを組織し、その結果を COP-7 に報告するよう要請した決定については、オーストラリアが、「サイドイベント」の記述を含めた。SBSTA に対し、行われた行動から得られた結果について検討し、それを COP-7 に報告するよう求めたテキストに関しては、COP/MOP への助走期間中に決定を採択することを目して、アメリカが決定全体を括弧書きにするよう主張した。代表団は、本テキストについてさらに協議することを合意した。締約国に対しワークショップやその他の活動に必要な資金援助を行うよう呼びかけた決定草案については、G-77/中国が、これは附属書 I 締約国を指していると述べた。アメリカは、「関係国際機関」にも呼びかけることを提案した。どちらの提案も括弧書きとなった。

今後の作業によって議定書コミットメント達成における附属書 I 締約国の明白な進展が評価できるように

されるべきであるという決定について、G-77/中国、サウジアラビア、EU がこの問題の重要性を強調した。アメリカは、他のコンタクト・グループでの審議結果がまだ出ないので、本件に関する協議を続行することはできないと述べた。カナダは、この決定を削除するよう提案した。代表団は本件に関する話し合いを延期することに合意した。アメリカ、カナダ、オーストラリア、日本は、UNFCCC の特定の規定に対する言及を削除することを提案したが、サウジアラビアの反対を受けた。

悪影響：The Friends of the Chair は 2 回会合を行い、引き続き決定草案の話し合いを行った。代表団は、LDCs への特別な待遇に関するテキストを決定草案の悪影響のセクションに統合するという最も発展の遅れた諸国(LDCs)による提案を承認した。適応基金と LDCs 固有の問題を支援する基金に関する案について話し合いは、資金メカニズム・グループに照会された。

議定書第 5・7・8 条：Plume 共同議長は、共同議長提案のワーキング・ペーパーを紹介し、第 5・7・8 条にもとづくガイドラインの前のバージョンに対してなされた変更について説明した。同共同議長は、締約国が新テキストについての意見を出し、それから決定草案に焦点を当てることを提案した。進め方に関するアメリカの質問に続いて、同共同議長は、COP-6 の President Pronk が来週はコンタクト・グループ会合を行わないことを明言したと述べた。

代表団は、ワーキング・ペーパー作成に対して共同議長が行った尽力を歓迎したが、以下のとおり彼らがある種の懸念を持つ多くの問題に焦点を当てた。国内プログラムの報告、第 10 条(既存コミットメント)、第 11 条(資金メカニズム)、第 3 条 3 及び第 3 条 4 の周囲にある括弧をはずすこと、「初期 AA」に対する言及、第 3 条 14 に関する情報のレビュー、専門家レビュー・チームの制度的アレンジなど。

第 5 条 2(調整)にもとづく良好事例ガイダンス及び調整に関する項目については、G-77/中国が LULUCF による排出量及び除去量の推計に関するテキストを、LULUCF に関するグループの討議がまだ完了していないので括弧に入れることを提案した。ニュージーランドは、EU、アメリカ、日本と共に、全セクターからの推計は良好事例ガイダンスのもとで作成されるべきであり、合意された方法論にしたがって作成されていない場合に調整されるべきだと強調した。本件に関する COP/MOP-1 決定草案の項目については、EU、スイス、ノルウェイが、調整手順は保守的なものであるため締約国ははなはだしい罰則を受けることはないということを保証するテキストを盛り込もうというアメリカの提案に反対し、サウジアラビア、ニュージーランド、オーストラリアから支持された。共同議長は関係締約国に対し、未解決のパラグラフについてさらに話し合いを進めるべく会合を行うよう求めた。

LULUCF:Thorgeirsson 共同議長は、このコンタクト・グループ会合はメカニズムにおける吸収源の組み入れについて技術的助言を行うためのものであると述べ、組み入れについての実際の決定はメカニズム・グループが行うと強調した。

コロンビアは、認証排出削減量(CERs)の満了に関する自分達の提案を提出した。持続性ということが LULUCF 活動に関する重要な問題であるとして、同国は、全ての LULUCF プロジェクトを潜在的に非持続的なものとして扱い、これに伴う CERs は一定期間後に満了し、その後は持続的な CERs が新たな満了期限つき CERs に差し替えることを提案した。このプロジェクトの提案者は CERs に対して完全に責任を有することになる。

TUVALU は、地表生態系は吸収源から排出源へと移行する可能性があるということを示唆した Hadley Centre の最近の研究結果を強調した。同国は、炭素隔離の可逆性、リーケージ、計算方法に関わる不確実性、本来の体系から造林地への転換に対する誤ったインセンティブなど環境的・社会的悪影響に関わる問題を強調した。同国は、LULUCF 活動の潜在的規模は、排出削減の長期的解決を見出すインセンティブを損なう恐れがあると警告を発した。

世界の排出量において森林減少による排出のシェアが大きいことに触れ、ボリビアは CDM のもとで既存森林を維持することを支持した。同国は、森林伐採に対する誤ったインセンティブに警告を発し、多くの国々にとって森林保全は地球の気候安定化に対する取り組みに参加するための重要な手段であると述べた。代表団の干渉に対する懸念を表明して、Thorgirsson, Gwage 両共同議長は、メカニズムに関するコンタクト・グループに助言を与えることを目的として技術的側面に集中するよう代表団に訴えた。G-77/中国は、CDM における吸収源問題について早まった判断をしないよう訴えた。同グループは持続性に関するグループの原則に注意を促し、吸収源は一時的な除去しか行わないことを強調した。EU は、解決策を出せと言う共同議長の要請に対し驚きを表明し、解決策があるとは思えないと述べた。同グループは、吸収源を含めることで発展途上国への排出削減技術移転が少なくなると主張した。コスタリカは、LULUCF 活動が CDM のもとで認められなければ、世界各地での木材貯蔵は国際市場を通じてリンクしており、附属書 I

締約国から非附属書 I 締約国に伐採活動をわずかに移転しても炭素損失の増大が比例的に大きくなってしまいうため、世界的なリーケージが重大な問題となると主張した。

セネガル、ブータン、オーストラリア、インドネシア、メキシコは、コロンビアの提案を支持する主張を述べ、EU と中国から反対された。中国は、本提案について G-77/中国の統一見解は無いと強調した。

オーストラリアは、LULUCF に関する IPCC 報告書の使用において代表団ごとにばらつきがあることに懸念を表明し、報告書は方法論が存在している、あるいはリーケージ、追加性、永続性、継続上の不確実性について方法論が開発中であることを示しているのだと述べた。日本と共に同国は、LULUCF プロジェクトに関して何故規模の問題が特に取り沙汰されるのかと疑問を呈し、制度的インフラが LULUCF プロジェクトの追加性・計測可能性・検証可能性を保証すると主張した。コロンビアは、彼らの提案の目的は附属書 I 国コミットメントを移転することではないと強調した。同国は、メカニズム・グループで提案された利害関係者達が森林プロジェクトに参加することを保証するための手順の価値を強調した。

カナダは、永続性問題に対して解決策があると述べ、リスク管理オプションに焦点を当てた。アメリカは、プロジェクトはどれだけリーケージしやすいかという点で様々であることを指摘し、実施される実際の LULUCF プロジェクトの規模は制度的・経済的バリアによって制約を受けると強調した。

さらに、the Indigenous Peoples Caucus on Climate Change は、LULUCF コンタクト・グループで話し合われている先住民族とその土地に対する彼らのニーズと権利を考える必要性を強調する発言を行い、CDM のもとで吸収源を含めることを非難した。

資金メカニズム：参加者は非公開の「非公式非公式」協議を行い、資金メカニズムの運営期間に対しさらなるガイダンスを与えるテキストについて話し合いを継続した。代表団は、一部のテキストから括弧をはずすことに合意した。しかし、国家主導の第 2 段階適応活動に対する GEF 資金源の規定、特に、そのような活動はどの程度国別報告で報告された評価にもとづくべきなのかに関するテキストについて、意見の相違が残った。また、悪影響に関するコンタクト・グループで検討中の問題と関連のある一部のテキストについては、括弧が残された。

会場外では

「技術的」問題について合意するという President Pronk から厳しく言い渡された締切まで残すところあと 1 日弱となり、オブザーバーの間では、来週の閣僚会合に提出される案件は主に政治的なものなのか、あるいは技術的問題が多く残るのかと憶測を呼んでいる。彼らは、ハイレベル決定を必要としそうな重要案件は、議定書第 3 条 14、遵守体制の採択、補完性、吸収源問題、クレジット制限など、メカニズムにおける吸収源問題、議定書第 3 条 4 にもとづく追加的活動などであろうとしている。資金額やこのような資金を振り分ける方法も、来週の議題における目玉となりそうである。

(和訳作成：GISPRI / IGES)